

## 恋愛感情を悪用したデート商法 ～甘い誘いに注意～

### 【事例1 40歳代女性】

インターネットで婚活サイトにアクセスし、知り合った男性と数回デートをして楽しい時間を過ごした。そのうち、貴方のためと言って投資用マンションの購入を勧められ、「待ってほしい」と言うと、「僕が信用できないの」「二人の将来のために」と結婚をほのめかされ、断れずに購入契約を結んでしまった。

その後、男性と連絡が取れなくなり騙されたと思った。解約できないだろうか。

### 【事例2 20歳代男性】

SNSで知り合った女性とゲームやアニメのことで盛り上がり好意を持った。何度かやり取りするうちにデートに誘われ喫茶店で会った。しばらく話をした後「私の職場が近くなの、一緒に来て」と言われジュエリーショップに案内された。

店内に入ると女性から、高額なシルバーペンダントを見せられ「とてもステキ。身に付けると自分に自信が持てる」と勧められ、断りきれずにローンで購入した。

後日、冷静になってみると高額で払えないことに気付いた。すぐにキャンセルしたい。

婚活サイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等で「知り合った相手から投資用マンションや高額なジュエリーの購入を勧められ契約してしまった」という相談が多く寄せられています。

悪質な事業者は出会いの場を利用して恋愛感情を抱かせ、販売目的を隠して近づきます。そして、言葉巧みに商品の購入を勧めてきます。

### 【消費者へのアドバイス】

- ① 見知らぬ異性からの優しい言葉は、あなたを誘い出すための口実です。安易に出向いてはいけません。
- ② 相手の目的は、恋愛感情を利用して高額な商品を購入させることにあります。
- ③ 購入が自分にとって本当に必要なものかよく考えることが大切です。必要ないものはキッパリと断りましょう。
- ④ 被害にあったと気付いたら、最寄りの消費生活センターに相談してください。

（問合せ先）行田市消費生活センター（市役所内・内線495）または  
埼玉県消費生活支援センター春日部Tel048-734-0999